

戸籍に記載される予定の 氏名の振り仮名の通知が届きます



戸籍法の改正により、5月26日から戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まりました。これに伴い、本籍地が戸田市である方を対象に、戸籍に記載予定の氏名の振り仮名を通知します。(7月下旬発送予定。通知書の発送時期は市区町村によって異なります。) この制度によって、行政サービスのデジタル化の促進や、各種規制の潜脱行為の防止などの効果が期待されます。

- 問い合わせ 【制度趣旨など、一般的なお問い合わせ】 専用コールセンター（法務省） 0570-05-0310
- 【マイナポータルの操作に係るお問い合わせ】 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
(音声ガイダンスで8番：戸籍フリガナを選択)
- 【通知書の内容や個別のお問い合わせ】 市民課 291-9836 (振り仮名用)

通知に記載の振り仮名は正しいですか？

はい

早期に戸籍への
記載を希望しま
すか？

いいえ

はい

いいえ

誤っている場合は
必ず届け出をして
ください

① 振り仮名が正しい方※

届け出不要!

通知に記載された振り仮名が
そのまま戸籍に記載されます。

※戸籍への記載は令和8年5月26日以降です。
早期に戸籍への記載を希望する場合は、届け出
が必要です

戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」



② 氏名の振り仮名の届け出が必要な方



マイナポータルでの
届け出が便利です
※マイナンバーカードに電子
証明書を登録している必要
があります

マイナポータル、全国各地
の市区町村窓口、郵送(本
籍地宛て)で氏名の振り仮
名の届け出をしてください。

●届け出のできる方

・氏の振り仮名

1. 筆頭者がいる場合は筆頭者
2. 筆頭者が除籍されている場合は配偶者
3. 筆頭者も配偶者もない場合は在籍者の方全員

・名の振り仮名

戸籍に記載されている個人
※15歳未満の方は親権者、15歳以上
18歳未満の方は本人が親権者から
届け出してください

※詳しくは法務省ホームページをご覧ください



新しいルールも!

出生時に新たに戸籍に記載
される方の振り仮名は…



「氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められて
いるものでなければならない」というルールが設けられました。

認められない
ものの例

「太郎」をジョージ、マイケル
「健」をケンイチロウ、ケンサマ
「高」をヒクシ 「太郎」をジロウ

**詐欺に
注意!**

- 振り仮名の届け出に手数料は一切かかりません。
- 届け出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
- 振り仮名の届け出にあたり、法務省や市区町村が金銭の支払いを要求することはありません。

